事業区分
その他サービス

平成27年度　事務事業評価シート

事務事業名	老人保護	所管	福祉部 高齢福祉課

事務事業の概要

事業の開始・終了年度	［事業開始］　昭和　3　8　年度	［終了予定］　－　年度	
根拠法令等	法令（義務）	〔法令等名〕	老人福祉法
事業対象	環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難な原則65歳以上の高齢者		
事業目的	居宅での生活が困難な高齢者が老人ホームに入所することにより、心身の健康の保持及び生活の安定を図る。		
事業内容	居宅での生活が困難な高齢者を老人ホーム等に措置し、ケースワークを行う。また虐待などやむを得ない事由により必要と認められた場合、養護あるいは特別養護老人ホームに措置し、高齢者の生活安定を図る。		
委託の有無	一部委託	委託内容	措置費支払代行事務委託
補助金の有無	なし		

事務事業の実績

種　別	指標の名称	（単位）	目標値（２９年度）	２４年度	２５年度	２６年度
活動指標	措置件数	件	42	35	42	44
成果指標	養護老人ホーム年度末入所者	人	290	308	296	280
	養護老人ホーム年度末未入所者	人	30	72	39	36

		２４年度	２５年度	２６年度
決算額　（単位：千円）		648,748	633,233	613,478
事務事業コスト（単位：千円）	人にかかるコスト（人件費など）	28,490	34,087	21,537
	物にかかるコスト（物件費・維持補修費）	2,382	2,561	2,451
	その他のコスト（扶助費・補助費など）	646,366	630,673	611,028
	総経費	677,238	667,321	635,016
財源項目（単位：千円）	受益者負担額（使用料・手数料・負担金など）	41,864	40,046	44,841
	その他特定財源（国や都の支出金・財産収入など）	0	0	0
	一般財源（区負担額）	635,373	627,275	590,175
前回評価から改善した事項	入所までの待機期間短縮のため、入所事務の円滑な遂行及び各養護老人ホームとの連携に努めた。			

評価の視点

	評価	評価の理由
必要性	3	法令により実施が義務付けられ、行政主体で実施しているものである。
効率性	3	法令により措置費用が定められているため、コストや効率性に大きな変化はない。
手段の適切性	3	入所判定委員会により措置の必要性を適切に判定し措置を行っているが、一部に待機期間が長期化している対象者もいるため、再判定の実施等を検討する必要がある。
目的達成度	4	入所対象者の早期入所に努めた結果、年度末の未入所者数（待機者数）は減少傾向にある。

評価結果

［評価の理由］（区民生活への影響を十分考慮すること）

高齢者の生活の安定を図るため、法令により義務付けされ実施しているものである。措置を必要とする高齢者が早期に入所し、心身の健康の保持及び生活の安定を図ることができるように努めていく必要がある。

今後の方向性：**維持**

拡大
改善
維持
縮小
廃止・終了